



# よこはま



北富士演習場使用協定が更新され、第9次使用協定が締結されたことにより、本年4月1日から5年間の同演習場の使用が確保されました。  
(2ページ参照)



(上写真)  
小野寺防衛大臣による使用協定署名  
(左写真)  
横内山梨県知事(右)と臼井北富士演習場  
対策協議会会長による使用協定署名

## ◇目次◇

- 1 北富士演習場第9次使用協定締結
- 2 固定翼哨戒機「P-1」の厚木航空基地への配備開始
- 3 空母艦載機の岩国飛行場への移駐について
- 4 第21回防衛問題セミナー開催のお知らせ
- 5 米海軍厚木基地「日米親善春祭り」
- 6 静浜基地航空祭
- 7 座間駐屯地開設・中央即応集団創隊6周年記念行事
- 8 防衛施設周辺の地域住民の生活環境改善のための民生安定施設助成事業
- 9 南関東防衛施設地方審議会の開催
- 10 中型掃海艇「ちちじま」引渡式
- 11 浜松管制塔運用開始
- 12 FMブルー湘南への出演
- 13 南関東防衛局からのお知らせ
  - (1) 浜松及び静浜飛行場周辺の住宅防音工事に係る経過措置の終了について
  - (2) 厚木飛行場周辺における住宅防音工事で設置したエアコン等の取り替え工事の対象年次拡大について

# 1 北富士演習場第9次使用協定締結

平成25年3月28日(木)、市ヶ谷の防衛省において、北富士演習場使用協定の調印式が行われました。



調印式は、使用協定が3月末に有効期限を迎えることから行われたもので、国側を代表して小野寺防衛大臣、地元側を代表して横内山梨県知事、臼井北富士演習場対策協議会会長、堀内富士吉田市長、高村山中湖村長、天野忍野村長、佐藤富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長等の出席のもと、円満に滞りなく北富士演習場使用協定が締結され、本年4月1日から向こう5年間の本演習場の使用が確保されました。

北富士演習場は、旧陸軍により開設され、終戦とともに米軍が接收、以降米軍の演習場として使用されていましたが、昭和48年4月に米軍から自衛隊が管理する演習場へ使用転換が行われ、米軍には地位協定第2条4項(b)の適用のある施設及び区域(自衛隊が管理し米軍が一時的に使用)として提供され、現在に至っています。

この使用転換にあわせて、地元の理解を得て演習場を安定的に使用するため第1次使用協定が締結され、以降5年毎に更新を行い、今回で8回目の更新となりました。



小野寺防衛大臣による署名



横内山梨県知事(右)と臼井北富士演習場対策協議会会長による署名



協定署名後の横内山梨県知事(写真左)と小野寺防衛大臣(写真右)による挨拶の様子

また、本使用協定の締結に先立つ3月23日(土)、同じく3月末に有効期限を迎える北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定の調印式が山中湖村内において行われ、小野寺防衛大臣と佐藤富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長との間で締結されました。

この協定は、北富士演習場の国有入会地を自衛隊が演習に使用することと地元関係入会住民が入会(※)のために使用することについて、地元と国との利害関係を調整し、相互の便宜を図ることを目的とするものであり、昭和63年に第1次入会協定が締結され、使用協定同様に5年毎に更新を行い、今回で5回目の更新となりました。

※ 入会とは、一定地域の住民が特定の権利を持って一定の範囲の森林・原野または漁場に入り、共同利益(木材・薪炭・まぐさなどの採取)すること。

入会地とは、一定の人々のあいだで入会の権利が設定されている山野・漁場など。

(出典:広辞苑第五版)



入会協定締結時の様子(写真前列左:佐藤恩賜林組合長、前列右:山内地方協力局長)

今回、使用協定等の更新に当たっては、本年1月17日に山内防衛省地方協力局長から横内山梨県知事等に対し協定更新の申し入れを行い、その後、地元側から各般にわたる要望が出され、国と地元側双方が合意形成に向けて協議を重ねた結果、本協定の締結に至ったものです。

特に、入会協定については、前回の入会協定締結後、国と地元との間で設置された「北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定検討会」において、更新協議の際に課題となった事案について、国と地元双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協議を重ねた結果、合意に至った内容について、新たに条文を追加することで一定の結論が得られ、締結に至りました。

なお、今回の使用協定等の締結に当たり、ご尽力をいただいた地元関係者の皆様に謝意を申し上げますとともに、当省としても今後とも地元との信頼関係を維持し、周辺地域の発展と北富士演習場の安定的使用の両立を図るべく努力してまいります。

## 2 固定翼哨戒機「P-1」の厚木航空基地への配備開始

平成25年3月、固定翼哨戒機「P-1」の海上自衛隊厚木航空基地への配備が開始されました。この機会に、P-1の概要等を紹介します。



P-1の厚木航空基地配備の様子  
(写真は海上自衛隊厚木航空基地提供)

### 固定翼哨戒機「P-1」の概要

- 防衛省は、主として、我が国周辺海域における常続的な広域の警戒監視及び哨戒に使用し、災害派遣、遭難船舶の捜索等を含む**多様な任務を実施する固定翼哨戒機**を保有しており、神奈川県**厚木航空基地をはじめ全国5基地に配備**しています。
- 昭和56年度から使用している固定翼哨戒機P-3Cの老朽化に伴い、**平成13年度から固定翼哨戒機「P-1」の開発に着手し、これまで地上試験や飛行試験などを実施**してきました。
- P-1の開発は**平成25年3月に完了し、厚木航空基地に配備を開始**しました。



固定翼哨戒機「P-3C」

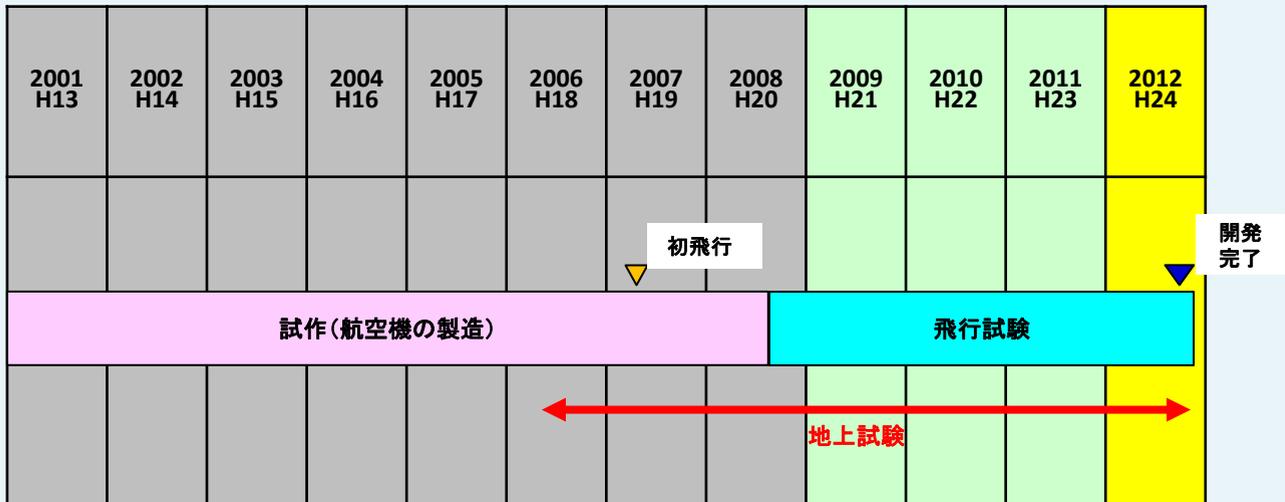


固定翼哨戒機「P-1」

### P-1の性能(P-3Cとの比較)

- 速度(約1.3倍)
- 高度(約1.3倍)
- 音響システム(探知識別能力の向上)
- レーダーシステム(探知識別能力の向上)
- 航続性能(約1.2倍)
- 光波探知装置(可視光線(EO)/赤外線(IR))
- 環境性(低騒音・低排出ガスに配慮したエンジンを搭載)

## 固定翼哨戒機「P-1」の開発スケジュール



## 固定翼哨戒機「P-1」の必要性

### ➤ P-3CからP-1に機種変更する理由

周辺国海軍等の活動の活発化など我が国の置かれた安全保障環境を踏まえれば、各種兆候を早期に察知するための警戒監視活動を実施する海上自衛隊の哨戒機部隊は、極めて重要な役割を担っている。

このような中、固定翼哨戒機P-3Cは、機体の耐用命数から除籍が始まっており、順次後継機に更新していく必要性が生じている。

また、当該後継機(固定翼哨戒機)には、高性能な潜水艦の捜索や、脅威度の高い不審船等に対する、より遠距離からの識別等が期待されているところ、各種センサーの能力がP-3Cに比べ大きく向上したP-1に機種変更し、周辺海域の警戒監視活動を行う必要がある。

### ➤ P-1を厚木航空基地に配備する理由

厚木航空基地は、固定翼哨戒機がオホーツク海、日本海、東シナ海など、我が国周辺のいずれの方面の海域にも迅速に進出して警戒監視等の任務を遂行できる位置にある。現在も、厚木航空基地のP-3Cは、日本周辺海域の警戒監視等の任務を担っており、我が国の安全保障に大きな役割を果たしている。

このように、厚木航空基地は固定翼哨戒機の配備場所として、引き続き、重要(特に、保有機数が少なく一つの基地にしか配備されていない時期においては、尚更)であることから、今般、P-1を厚木航空基地に配備することとしたものである。

## 固定翼哨戒機「P-1」の特徴

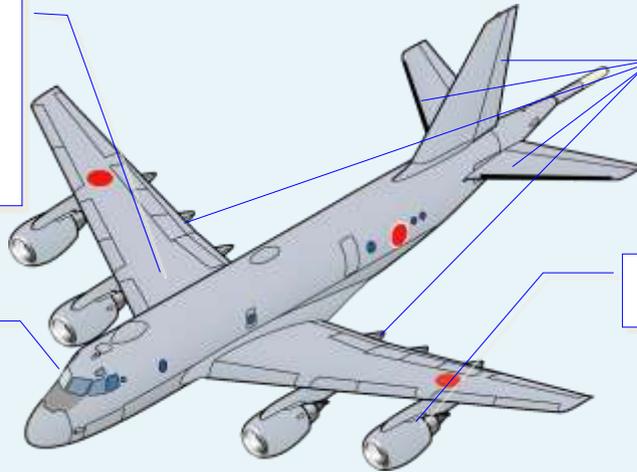
固定翼哨戒機「P-1」鳥瞰イメージ図

実用機世界初のフライ・バイ・ライト※  
操縦系統の採用による**信頼性向上**  
→ 複雑なケーブルや滑車機構  
をなくし、構造の簡素化、重量の  
軽減を実現  
優れた耐電磁干渉性、防火性  
高度な飛行制御の自動化

万が一の故障に強い構成  
→ 操縦系統の**多重化**

パイロットの負荷軽減  
→ 統合表示システム  
飛行管理システム

環境に配慮したエンジン  
→ **静粛化、低排出ガス**



※ フライ・バイ・ライトとは、パイロットが操作する操縦桿やペダルの動きをコンピュータが検出してこれを操舵信号に変換し、光ケーブルを介して舵面を駆動するアクチュエータに伝えることによって航空機をコントロールする方式

**優れた「安全性」と「静粛性」を実現するため、開発に取り組みました。**

## 厚木航空基地へのP-1配備と46文書の関係について

- 昭和46年12月20日に横浜防衛施設局長(当時)が大和市長及び綾瀬町長(当時)に対し通知した「厚木海軍飛行場の海上自衛隊による共同使用について」(以下「46文書」という。)の1(4)項において、「ジェットエンジンを主たる動力とする飛行機(ターボプロップ機を除く。)は、緊急止むを得ない場合を除き、使用しません。」と規定している。
- 本規定は、昭和40年代に米軍のジェット戦闘機が立て続けに墜落事故を起こしたことによるジェット機の安全性への危惧、当時のジェット戦闘機の騒音の煩さへの嫌悪がその背景となったものと思われるが、厚木航空基地の周辺で市街化が進み、住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえれば、本規定は、他の46文書の規定同様、引き続き尊重すべきものと考えている。
- 一方で、46文書を発出した昭和40年代のジェット機に関する時代背景とは異なり、その後の技術革新により、ジェット機の安全性及び静粛性については飛躍的な進歩を遂げており、今回、厚木航空基地への配備を予定しているP-1もジェット機ではあるものの、P-3Cに比べ安全性及び静粛性に優れた航空機となっている。  
また、前述の『固定翼哨戒機「P-1」の必要性』の説明のとおり、周辺国海軍等の活動の活発化など我が国の置かれた安全保障環境を踏まえれば、海上自衛隊の哨戒機部隊は、極めて重要な役割を担っており、このためP-3Cに比べ大きく性能を向上させたP-1へ機種更新する必要がある。さらに、厚木航空基地は、固定翼哨戒機が我が国周辺のいずれの方面の海域にも迅速に進出して警戒監視等の任務を遂行できる位置に所在している。
- このような状況を踏まえ、P-1はジェット機ではあるものの、P-3Cに比べ安全性及び静粛性に優れた航空機であることから、P-3Cに比べ大きく性能を向上させたP-1への機種更新に伴い、我が国周辺のいずれの方面の海域にも迅速に進出して警戒監視等の任務を遂行できる位置に所在している厚木航空基地に配備することとしたものである。

### 3 空母艦載機の岩国飛行場への移駐について

平成18年5月1日の「再編の実施のための日米ロードマップ」において、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐は、平成26年度までに完成することとされていますが、空母艦載機の移駐等に伴い必要となる施設整備の全体工程を見直した結果、現時点において、空母艦載機の移駐が可能となる時期は、平成29年頃になる見込みであることを平成25年1月24日左藤防衛大臣政務官から関係自治体に説明を行いました。

関係自治体からは、早期移駐の実現や空母艦載機の移駐に係る国側からの情報提供等の枠組みの構築についての要望がなされました。

これを踏まえ、南関東防衛局と神奈川県及び厚木飛行場周辺9市との間で「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」を設置し、平成25年5月28日(火)、第1回目の協議会を開催しました。

この協議会は、ロードマップに記載された厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に関し、移駐までのスケジュール、進捗状況等について情報提供等を行うことを目的に設置されたもので、南関東防衛局長、神奈川県副知事及び厚木飛行場周辺9市の副市長により構成されております。



協議会での山本局長挨拶



協議会の様子

当日は、協議会設置要綱の確認の後、空母艦載機の移駐に係る進捗状況等について国側から説明を行いました。

南関東防衛局としては、厚木飛行場の空母艦載機による航空機騒音は、周辺住民の方々にとって大変深刻な問題であると認識しており、今後とも、空母艦載機の移駐に関し、適切に情報提供を行ってまいります。

#### 空母艦載機の移駐等



空母艦載部隊(F/A-18×49、EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2:計59機)の岩国移駐

※再編実施のための日米ロードマップにおいて示されたもの



## 4 第21回防衛問題セミナー開催のお知らせ



テーマ: アフリカにおける国際平和協力活動

主催 南関東防衛局

後援 横浜市



日時: 平成25年7月9日(火) 開場 17:30 開演 18:00 終了予定 20:00  
場所: 横浜市開港記念会館 入場無料(先着200名、事前申し込み制)

▶ **申し込み状況により入場が可能です。下記問い合わせ先にお問い合わせ下さい。**

講演1: 南スーダン派遣施設隊(第1次要員)の活動状況

南スーダン第1次派遣施設隊長

2等陸佐 坂間 輝男

講演2: アフリカにおける国連PKO ～拡大する任務と直面する課題～

内閣府国際平和協力本部事務局

国際平和協力研究員 松沢 朝子

※ 詳細は、当局ホームページにお知らせを掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto>)

【お問い合わせ先】南関東防衛局企画部地方調整課 Ⅱ:045-211-7134

防衛問題セミナーの概要は、次号の広報紙で紹介いたします。

## 5 米海軍厚木基地「日米親善春祭り」

平成25年4月27日(土)、米海軍厚木基地が一般開放され、開門前には長蛇の列が出来るなど、約4万人の人たちが訪れました。

当日は、米海軍・海上自衛隊航空機の地上展示や、米軍によるライブコンサート、日本側からは和太鼓の演奏などが披露されました。また、アメリカンフードのコーナーや飛行隊グッズの販売など盛りだくさんの内容でした。

昼食時には、米軍が提供する骨付き肉や、本場のバーガーを多くの人買い求め、芝生の上に座って食べながら過ごす様子は、基地開放ならではの光景でした。

南関東防衛局では、多くの方々に防衛省・自衛隊の活動を理解して頂くため、基地の一般開放に訪れた市民の皆さんへ、「国際社会の一員として～国づくりのお手伝い～国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)」の防衛政策広報のパンフレットや当局作成の日米親善交流事業をテーマとしたカレンダーなどを配布しました。



一般開放の芝生でくつろぐたくさんの市民



南関東防衛局の広報活動の様子

## 6 静浜基地航空祭

平成25年5月26日（日）、航空自衛隊静浜基地航空祭が開催され、当局から山本局長が参加、多くの来場者で賑わいました。



多くの来場者で賑わうエプロン地区の様子

(写真は航空自衛隊静浜基地提供)



T-7の大編隊(右)とF-2(左)

航空祭では、T-7初等練習機をはじめ、T-4、RF-4、F-2、F-15などの展示飛行やブルーインパルスによる5年ぶりの曲技飛行も行われ、地上ではC-1輸送機等が展示されました。

## 7 座間駐屯地開設・中央即応集団創隊6周年記念行事



中央即応集団司令官  
日高陸将による式辞

平成25年5月18日（土）、陸上自衛隊座間駐屯地（キャンプ座間内）において、中央即応集団司令部移転に伴う座間駐屯地開設及び中央即応集団創隊6周年記念行事が行われました。



在日米陸軍司令官  
ハリソン少将による祝辞

記念式典は、中央即応集団の全隷下部隊が参列し、米軍関係者、地元関係者、協力団体等多くの来賓が参加され、当局から山本局長が参加しました。

式典では、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び米軍による展示飛行が行われました。また、式典に引き続き祝賀会食がキャンプ座間内で行われました。



陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊  
及び米軍による展示飛行

(写真は陸上中央即応集団提供)

中央即応集団については、広報紙122号で特集をしておりますので、こちらをご覧ください。

## 8 防衛施設周辺の地域住民の生活環境改善のための民生安定施設助成事業

南関東防衛局では、防衛施設周辺の地域住民の生活環境改善のため、民生安定施設助成事業を実施しています。

静岡県焼津市と藤枝市の消防本部が統合され、新たに「志太消防本部」が発足し、開所式が平成25年3月31日（日）に行われ、川勝静岡県知事、中野焼津市長、北村藤枝市長などの地元関係者及び当局から山本局長が出席しました。



式典での局長あいさつ(右写真)

テープカットの様子(左写真)  
左から、渡辺志太広域事務組合  
議会議長、北村藤枝市長、川勝  
静岡県知事、中野焼津市長



局長による通信指令センター視察の様子

焼津消防署内に設置された消防本部の通信指令センターは、航空自衛隊静浜飛行場周辺住民の生活の安定と福祉の向上に寄与するための民生安定助成事業として進められてきたものです。

同指令センターは、住民等から火災、救急、救助等災害通報の受付、それらの災害発生地点の確定、消防隊や救急隊の出動をより迅速に行い、出動部隊の管理や情報収集をより正確に行うことができます。志太消防本部の発足により、焼津、藤枝の広域消防が実現し、大規模災害への適切な対処が期待されます。

神奈川県横須賀市に、サッカーを中心とするスポーツ交流拠点として、「佐原2丁目公園」がオープンし、平成25年4月14日（日）にオープニングセレモニーが行われました。

セレモニーは、公園内サッカー場「横須賀リーフスタジアム」において、吉田横須賀市長、山口横須賀市議会議長などの地元関係者及び当局から山本局長が出席し、市長、来賓挨拶



この施設は、防衛施設周辺の地域住民の生活環境改善のための民生安定施設助成事業として整備しているものです。

なお、佐原2丁目公園は、人工芝サッカー場のほか、遊具広場・芝生広場・スポーツ広場が整備されています。

横浜Fマリノスのマスコットを相手に始球式の様子

に続き、テープカット、地元少年サッカーチーム代表と元Jリーガーによる始球式が行われました。セレモニーに引き続き、Jリーグ横浜Fマリノスのコーチによる少年サッカー教室が行われ、記念試合として、Jリーグ・ユースの公式試合が行われました。

テープカットの様子

吉田横須賀市長(写真中央)から向かって、左隣 山口横須賀市議会議長、右隣 竹内横須賀市体育協会会長(県議会議長)、山本南関東防衛局長



## 9 南関東防衛施設地方審議会の開催



防衛行政について業務紹介

平成25年2月28日（木）、平成24年度南関東防衛施設地方審議会が、横浜市内のホテルで開催されました。

本審議会は、不動産に係る権利の対価の額や損失が生じた場合の補償額などについて、南関東防衛局長の諮問に応じて審議する機関として6人の委員で構成され、当局に置かれています。

当日は会長の選出が行われ、神奈川県農業協同組合中央会会長の志村善一氏が新たに会長に選出されました。

また、委員の方々の防衛行政に対する一層の理解と知見を深めていただくため、①海上自衛隊横須賀地区施設整理統合事業に伴う用地買収、②米軍機E A - 6 Bプラウラー部品落下事故、③ソマリア沖・アデン湾における自衛隊の海賊対処について業務紹介が行われました。

審議会に引き続き、自衛隊の部隊レベルでの活動状況などを視察していただくため、厚木航空基地に移動してP - 3 C哨戒機を見学していただき、その任務や機能、組織、各々の配置などの説明を受けました。また、日々の警戒監視のほか北朝鮮によるミサイル発射事案に際しての警戒監視活動や東日本大震災における被災地の観測など、P - 3 Cの多岐にわたる活動などが紹介されました。

その後、戦後からの厚木基地の成り立ち、変遷や硫黄島及び南鳥島を管理するなどの特徴を含め、基地概要や所在部隊、基地の任務などについてのブリーフィングを受け、当日の日程を終了しました。



挨拶を行う志村会長



厚木航空基地でP - 3 C見学

## 10 中型掃海艇「ちちじま」引渡式



平成25年3月21日（木）、ジャパンマリユナイテッド株式会社横浜事業所鶴見工場において、中型掃海艇「ちちじま」（平成21年度契約、570トン型）の引渡式が行われました。

当日は晴天に恵まれ、防衛省代表として海上自衛隊 武居横須賀地方総監、南関東防衛局 山本局長はじめ多数の防衛省関係者、会社関係者など約340人の人々が見守る中、引渡式が行われました。

「ちちじま」は、従来の木製の船体からFRP製（繊維強化プラスチック）を採用した「えのしま型」の2番艇となり、平成22年5月24日に起工、平成23年11月24日に進水を経て平成25年3月21日に引渡されました。

（写真はジャパンマリユナイテッド(株)提供）

## 11 浜松管制塔運用開始

航空自衛隊浜松基地に新たな管制塔が完成し、平成25年4月24日（水）、運用開始式が行われました。



管制塔運用開始式の様子（左）  
浜松基地司令 荒木空将補の祝辞（丸写真）  
写真提供は航空自衛隊浜松基地



浜松管制塔  
構造：SRC(S)-4  
建築面積：105.86㎡  
延床面積：249.82㎡  
高さ：40.175m  
工期：23.6.30~24.11.30  
建築総工費：約1億8千万円



## 12 FMブルー湘南への出演

**平成25年度も引き続き出演します**

放送局：FM・ブルー湘南(78.5MHz)  
番組名：「遊びに来ませんかスタジオへ」  
放送時間：(本放送)毎月第3木曜日 1500~1530  
(再放送)翌々日曜日 1600~1630  
※再放送は本放送の10日後となります。  
出演予定：南関東防衛局及び神奈川県内所在部隊等

放送日にはインターネットでもお聴きになれます。

FMブルー湘南のホームページ  
<http://www.yokosukafm.com/>



クリック

インターネットサイマルラジオのバナーをクリックして、お聴き下さい。



写真は、「自衛隊横須賀病院の紹介と災害時等の日米の連携」5月16日放送のスタジオ収録の様子  
右から、南関東防衛局 山本局長、自衛隊横須賀病院 平田院長、パーソナリティー 鈴木さん

## 13 南関東防衛局からのお知らせ

### (1) 浜松及び静浜飛行場周辺の住宅防音工事に係る経過措置期間の終了について

～経過措置期間がまもなく終了いたします～

#### 浜松飛行場周辺の住宅防音工事対象区域（第一種区域）等の指定解除について

○ 浜松飛行場に係る住宅防音工事対象区域（第一種区域）等の指定及び指定解除を平成24年1月30日の官報で告示しました。住宅防音工事対象区域等の指定解除及び工法が変更となる区域については、平成25年8月1日から適用されます。

○ 防音工事及び機能復旧工事※を希望される方は、郵送により**平成25年7月31日までに「住宅防音工事希望届」を南関東防衛局に提出**してください。なお、平成25年8月1日以降は従来と同じ内容で助成できなくなりますので、ご注意ください。

※対象となる住宅等

- ・防音工事 : 昭和56年7月18日までに建設された住宅
- ・機能復旧工事: 防音工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具

#### 静浜飛行場周辺の住宅防音工事対象区域（第一種区域）の指定解除について

○ 静浜飛行場に係る住宅防音工事対象区域（第一種区域）の指定解除を平成24年1月30日の官報で告示しました。住宅防音工事対象区域の指定解除については、平成25年8月1日から適用されます。

○ 防音工事及び機能復旧工事※を希望される方は、郵送により**平成25年7月31日までに「住宅防音工事希望届」を南関東防衛局に提出**してください。なお、平成25年8月1日以降は従来と同じ内容で助成できなくなりますので、ご注意ください。

※対象となる住宅等

- ・防音工事 : 昭和60年3月18日までに建設された住宅
- ・機能復旧工事: 防音工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具

○ 本件につきましては、先般、対象地域の各世帯に資料を配布させていただきましたが、当局ホームページにも掲載していますので、そちらもご覧ください。

なお、「住宅防音工事希望届」の用紙は、当局又は浜松防衛事務所（浜松市中区中央1-12-4 Tel：053-453-8958）で配布しているほか、当局のホームページから入手することができます。（<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>）

【住宅防音工事希望届の提出及び問い合わせ先】

〒231-0003

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内  
南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課

Tel：045-211-7113

## (2) 厚木飛行場周辺における住宅防音工事で設置したエアコン等の取り替え工事の対象年次拡大について

国は、住宅防音工事で設置した空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジ用換気扇)が故障又は機能が低下した場合、これらの取り替え費用の一部を補助していますが、厚木飛行場周辺においては、平成25年4月15日から対象年次を拡大し、住宅防音工事希望届の受付を開始しました。

### ○ 防音工事対象年次及び補助対象

平成15年3月31日まで(従来は平成10年3月31日まで)に住宅防音工事が完了し、国の補助により設置した空気調和機器が対象です。ただし、上記の場合でも補助の対象とならないことがありますので、ご注意ください。

#### 【補助対象とならない場合の一例】

- ①住宅防音工事実施後、増改築や模様替えにより防音区画が損なわれている場合
- ②既に国の補助により空気調和機器取り替え工事を実施した機器の場合

※平成18年の区域見直しにより、工法が変更(I工法→II工法)となった区域内に所在している住宅の場合及び引き戸(襖、障子など)で仕切られた防音工事済の2室にそれぞれ換気扇が設置されている場合は、補助対象となる機器の台数に制限が掛かる場合があります。

### ○ 補助の割合

国の基準により算定された取り替えに要する費用の10分の9を補助します。(1割は自己負担となります。)ただし、補助を受けられる方が生活保護法に規定する被保護者等である場合は10分の10となります。

### ○ 住宅防音工事希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」用紙に必要事項を記入の上、郵送にて南関東防衛局に提出して下さい。用紙は、当局又は座間防衛事務所(大和市鶴間1-13-2 TEL:046-261-2063)で配布しているほか、当局ホームページ(<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>)からも入手することができます。

#### 【住宅防音工事希望届の提出及び問い合わせ先】

〒231-0003  
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内  
南関東防衛局企画部住宅防音第2課  
TEL:045-211-7139

※ 飛行場周辺の住宅防音工事全般に関しては、当局ホームページに概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html>)

### 住宅防音に関するご注意

- 一部工事請負業者による悪質(強引、巧妙)な勧誘が行われている、との苦情が寄せられています。国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんので、ご注意ください。
- 工事請負業者との契約は、補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。